

令和6年度 千葉市独自の男性従業員向けの育休奨励金についてご案内 ～事業主（20万円）及び従業員（5万円）にも支給します～

1 給付要件の確認（※本奨励金と労働局の両立支援等助成金は併給不可です）

（事業主）

- ☑ 千葉市内に本社、又は事業所を有すること
- ☑ 育児休業を就業規則等に規定していること
- ☑ 常時雇用する労働者が300人以下であること
- ☑ 雇用保険適用事業主であること



（従業員）

- ☑ 千葉市内在住で、雇用保険に加入し、3歳未満の子に対して勤務を要しない日を除いて育児休業を連続10日以上取得すること
- ☑ ①育休終了後3か月以内②申請年度の3月31日
⇒①②のいずれか早い日時に提出すること
- ☑ 職場復帰後1か月以上勤務すること



※上記要件の
全てに該当

2 申請書類の準備

（事業主）

- ☑ 育児休業に関する就業規則等の写し
- ☑ 雇用保険適用事業所設置届の写し
- ☑ 育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの（出勤簿など）

※事業主分と従業員分をあわせて申請いただく必要があり、一方のみでの申請はできません。

（従業員）

- ☑ 千葉市内在住であること（住民票など）
- ☑ 育休に起因する子との親子関係を証明できること（母子手帳など）

準備完了

3 申請書類の提出

☑ 郵送申請

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 新庁舎高層棟8階
こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課
支援班 TEL 043-245-5105

（※窓口提出も可能）

申請書ダウンロードはこちら

パソコンの場合は、
【千葉市 育休取得促進奨励金】で検索してください。



注意！

事業期間は令和6年4月1日～令和7年3月31日です。
※令和7年度以降の実施は未定